

《研究ノート》

『法學士會』設立の経過とその活動

沼 正 也

一 本稿の意図

明治中期におけるいわゆる法典論争が東京大学の卒業生から成る『法學士會』の投じた『法典編纂ニ關スル法學士會ノ意見』が導火線となつて展開せられたことは、穂積陳重氏がその跡づけをしていらし、^[1]こんにち、ほとんど定説化している。

しかし、この『法學士會』が、どのようにして結成せられ、どのようなメンバーから成り、右の論争の内外に互つてどのような活動をされたのかという点、またこれを総合的に取り上げた文献が現われていないばかりか、部分的にも穂積氏の右の諸論稿に加えるところがあまりにも乏しいままであるというのが現状である。

本稿は、いま私の手許にある『法學士會』みずからによって遺されたその會議記録により、右の諸問題等についてその概畧を紹介してみたいと思ふものである。

(1) 穂積陳重『法典論』二二頁以下、同『法窓夜話』三三三頁以下。

二 設立の経過とその目的

(一) 『法學士會』設立のことが議せられたのは、明治一七年一月一四日のことであつた。この日に『會約』が議定せられ、越えて明治一八年二月一〇日に第一回の法學士會が開催されたのであつた。その目的は、會員の『親睦』にあり、會員たりうる者は『東京大學法學卒業生』をもつて原則としたが、卒業生でない者でも、總會員の承認によつて會員となることができるとされた。東京大学の法學卒業生はすべて当然に會員となるというのではなく、會員となることを希望する者にかぎられ、当初は、會開催ごとに未加入者を會合に招待し會員となることを勧誘してメンバーを増して行つたのであり、設立十年後の明治二六年一二月末には、總會員数は当初僅々二〇名ほどの少数から年々の卒業生を加えて一五名にも達することとなり、物故會員を加えるならば、一二〇名になんなんとするものであつた。

(二) まず、創立の日の記事として會議録に記録されているところをみよう。

『明治十七年十一月十四日鳩山和夫菊池武夫増島六一郎元田肇鈴木充美山田喜之助渡部安積江木衷田義入河上謹一西川鐵次郎ノ十一名九段坂下ノ玉川堂ニ會シ法學士會設立ノ事ヲ議ス一同賛成乃チ本會々約ヲ議定ス其條項左ノ如シ』

すなわち、その『會約』として定められたところは、つぎの通りであった。

『法學士會々約』

- 一 本會々員ハ東京大學法學卒業生トス但卒業前文部省ヨリ海外留學ヲ命セラレタル者ハ卒業生ト見做スヘシ
 - 一 法學卒業生ニアラサル者ト雖モ會員五人以上ノ推撰ニヨリ投票ニ付シ總會員之ヲ可決スル片ハ之ヲ入會セシムルヲ得
 - 一 本會ハ法學士會ト稱ス
 - 一 本會ノ目的ハ親睦ニアリトス
 - 一 本會ノ名譽ヲ傷クル者アル片ハ會員ノ多數決ヲ以テ之ヲ除名スルヲ得
 - 一 本會ノ役員ハ幹事二名トス
 - 一 役員ノ任期ハ大學ノ一曆ノ學問トス
 - 一 現任幹事ハ後任幹事ヲ推撰スルヲトス
 - 一 本會ノ會期ハ春秋ノ兩度トス但期日ハ幹事ニ於テ適宜之ヲ定ムルモノトス
 - 一 臨時會ハ幹事ノ見込ヲ以テ之ヲ開クヲ得
 - 一 會費ハ一回三圓以下トス
 - 一 會費ハ在京者ニ限り出席ノ有無ニ拘ラス之ヲ徴收ス但横濱ハ東京部内ト見做ス
 - 一 會員ハ轉居ノ都度幹事ニ通知スヘシ⁽¹⁾
- この會約によつて、この日ただちに『當期ノ幹事二名ヲ撰舉シ河上謹一西川鐵次郎ノ兩名當撰』したのであった。

(1) この會約は、後述第一回の法學士會開會の日に早くも

一部改正をうけた。すなわち、『幹事西川鐵次郎不參會員ヨリ徴集スヘキ會費三圓ハ向後五拾錢ニ改定スルノ動議ヲ發シ衆議之ヲ可決』したのであり、続いて明治一八年一月九日の第二回の會合に際しては『每會役員ヲ改選スルヲニ決シ』ている。明治一八年二月一三日の第四回會合では、また不參會員の會費のことが蒸し返され、『會則第十二項ヲ改メテ』、『一 在京會員ハ其出席ノ有無ニ拘ハラズ會費ノ半額ヲ納付スヘシ但横濱浦和ハ東京部内ト見做ス』となり、この点明治二〇年四月一六日開會の第五回會合でも幹事から『本會々約中在京并在横濱及浦和ノ者ヨリハ會費半額ヲ徴收スルノ個條ハ實行シ難キニ付廢止センヲ發議シタレモ全會員之ヲ不可トシ尙ホ之ヲ實行センヲ決議』して、不參會員の會費の問題はかようにしばしば論議の対象となつてゐるのがめ立つ。その後の改正としては、明治二四年五月三日の第一三回會合で『將來本會ノ擴張ヲ圖ルニハ三名ヲ要スルヲ發議シ異議ナク幹事一名増員ノことに議決されてゐる。

(2) かくて、第一回の法學士會の會合が持たれたのは、翌明治一八年二月一〇日上野精養軒においてであり、來會者は、菊池武夫・齊藤修一郎・穗積陳重・岡村輝彦・藤田隆三郎・島山重明・野村珍吉・木山正久・元田肇・合川正道・山田喜之助・岡山兼吉・井原師義・關直彦・江木衷・奥田義人・香坂駒太郎・石渡敏一・荒川義太郎・北代勝・河上謹一・西川鐵次郎の

二二名であり、幹事西川から『本會設立ノ主旨』が述べられ、『招待』をうけた濱尾新が『本會設立ノ主旨ヲ贊成シ理學士間ニ於テモ亦同一ノ設立アリタキヲ陳述』し、幹事河上から『本會々約ニ據リ五名ノ贊成者ヲ以テ高橋健三君ヲ法學士會員ニ推撰シ衆議之ヲ可決』したのであった。

明治一八年一〇月一九日九段坂上富士見軒で開会した第二回の法學士会では二九名の来会者があり、土方寧・小村壽太郎・三宅常倫・小野徳太郎・山下雄太郎・高橋一勝の新顔が見え、この日『招待シタル諸客』は、加藤弘之・濱尾新・高橋捨六・莊清二郎・馬場恩治・藤田四郎・坪野平太郎・澁谷慥爾・太田保太郎の九名であったが、『右ノ内高橋捨六氏以下六名ハ本會ノ主旨ヲ贊成シテ會員トナ』った。この日の来賓の大学総理加藤を始め数人のテールスピーチが記録されているが、それらを通じてみるもこの会の目的が『親睦』にあったことはまことに明らかである。このことは、明治一九年一二月一三日の同じく富士見軒で開かれた第四回の会合で来賓渡邊洪基が『本會ノ某事業ニ從事シ單ニ宴席ノ事ニ止マラシメサランヲ欲スル旨陳述』があり、続いて『渡邊安積君穂積陳重君交相立チ學士ノ學業上ノ世益ヲ爲サンヲ希望スル旨』の発言があったことから、当初の目的が文字通りに親睦にあったことをうかがわせるものであった。

四 第六回までの会合が、こうしてときに時期は遅れても春秋二回に開かれて行った。その親睦性に変化はみられず、『會員法學士高橋一勝君死ス本會ヨリ生花一對ヲ靈前ニ供ス』だと

か、『加藤弘之渡邊洪基濱尾新宮岡恒次郎石井常英高橋覺ノ六氏ヲ招待ス……宮岡石井高橋ノ三君ハ尔後會員タルヲ承諾セラレタリ』といった文字に満たされているばかりであり、各会記事の末尾には、『幹事 伊藤佛治 山田喜之助 謹誌』といった形式張った文字も見えている。

明治法史学にとって看過すべからざる記事が初出するのは、明治二一年五月一日の第七回の会合で、この日は向島柳烟植半樓で午後六時半から開宴されたものであった。このとき、会員数は三九名に達しており、うち出席者は二七名で、その出席メンバーは鳩山和夫・穂積陳重・大谷木備一郎・末延道成・三宅恒徳・元田肇・加藤高明・松野貞一郎・江木衷・奥田義人・香坂駒太郎・高橋健三・高橋捨六・坪野平太郎・秋山源藏・馬場恩治・澁谷慥爾・岡野敬次郎・植村俊平・戸水寛人・宮岡恒次郎・石井常英・高橋覺・伊藤佛治・山田喜之助・藤田隆三郎・菊池武夫であった。

この日の幹事は江木衷・藤田隆三郎の両名で、『宴典ニシテ幹事ヨリ本年帝國大學ニ於テ卒業スヘキ佛蘭西法學士ハ此法學士會ニ加入セシムヘキヤ否ヤノ議ヲ出シタ』のであったが、『區々ニ分レ一決セス後會幹事ノ處置ニ委任シテ止ム』こととなり、『大谷木備一郎君松野貞一郎君ヲ次會ノ幹事ニ推撰シ兩氏共ニ承諾セラレ』たのであった。右の件について具体的にどのような意見が出たのかは、この会議録はなにも語ってくれない。賛成がわと反対がわの人名も分からない。大谷木備一郎、松野貞一郎の両『後會』幹事がどのような『處置』をとったか

もこの資料は直接的にはなにも伝えてくれていないが、その後の会員のうちに佛蘭西法學士の名がみえないようなところからして結論だけは容易に推測しえられる。

われわれは、法學士會が、この『佛蘭西法學士』を加入せしめるべきかどうかを論議しなければならなかったという嚴然たる事実からだけでも当時イギリス法學出身者とフランス法學のそれとの感情的乖離の抜きがたかったことを思い知らされるのであり、さらには、この日ついに積極・消極いずれの結論も出なかったところに感情の複雑さの存していたことに想到しなければならぬのである。

(1) 『來會ナキ會員』は小村壽太郎・岡村輝彦・畠山重明・増島六一郎・山下雄太郎・入江鷹之助・合川正道・岡山兼吉・片山清太郎・松岡郁之進・中野省吾・中橋徳五郎であった。

(2) 司法省明法寮學校の後身『司法省の學校は、明治十七年に文部省の管轄と爲つて一時東京法學校と稱したが、翌年に東京大學の法學部に合併されて「フランス」法學部と爲り(穂積・前掲『法窓夜話』三三七頁)、明治二十一年七月にその卒業生を出すこととなったのである。

(3) ドイツ法科が設けられたのは、明治十九年に帝國大學令が發布されたその翌二〇年のことであった(穂積・前掲三三七頁)。

(4) この日の記事を明治二十一年五月二〇日發兌法學協會雜誌五〇号一五一頁は、『法學士會の春季例會』と題して、

『博士法學士其他帝國大學出身の諸氏にハ去る五月十一日午後四時より法學士會本年の春季例會を向島なる植半樓に開かれたり當日ハ前日より引續き強雨降りしきりたるも晚景となりて漸く雨も止み殊に櫻葉も青々と繁れる折柄にてありしかハ晴天の時塵埃に負ふわれたる櫻葉を見るよりも却て其眺めもよくして皆々の氣分を愉快ならしめたるにや會員も是迄になき充分の觀を盡くして十時頃散會したり並々の宴會なれハ歌舞などに由て觀を盡くしたりと云ふへきなれども此會の如きハ法學者連中の集會なれハ何となく俗を脱して只櫻葉の繁れるを眺めながら權利義務を語て樂しみたるなりと謂ふ』とのみ記録している(なお、『法學協會』の創設顛末については、穂積重遠・『法學部總說』(『東京帝國大學學術大觀』法學部所収)一二頁以下参照。その創設は『法學士會』設立の前年である明治一六年のことであり(穂積・前掲一二頁)、明治一七年三月一五日發兌法學協會雜誌一號表紙裏『例言』には、『東京大學法學部ノ教授講師學士學生々徒其他大學ニ緣故アル法學篤志ノ輩ノ會合』と記している。

三 その活動

(一) 第八回の法學士會は、明治二十二年の秋の候に開かれたはずである。しかるに、この回の記事はどうしたわけかまったく書き遺されていない。前回の会合で『推撰』せられた幹事大谷木と松野とが第九回の会合を開いているところからすると、あ

るいはこの秋には会合が持たれなかつたのかも知れない。

こうして、とつじよとして翌明治二年の春の第九回法学会の会合で、かの『法典編纂ニ關スルヲ議決』せられてゐるのである。しかし、まことに遺憾なことにはこの回の記事はあまりにも簡單きわまるもので、來会者の氏名さえ幹事名を除き書き遺されてはいないのである。その全文はつぎのごとくであり、各回の記録中もつとも短いものをなしている。

『明治廿二年四月松野貞一郎大谷木備一郎兩氏幹事ニテ上野公園精養軒ニ春期法學士會ヲ開ク
法典編纂ニ關スルヲ議決ス』

日の記載もないが、その日は四月二七日のことであつたようである。議決の内容も謳われていないが、『法典編纂に關する意見書を發する事、及び委員を派して、同會の意見を内閣諸大臣、及び樞密院議長等に開陳する事の二ヶ條を議決』したもののようであり、この議決にしたがって、叙上『法典編纂ニ關スル法學士會ノ意見』が岡村輝彦・山田喜之助・元田肇等により起草され、同年五月附けで公表されたのであるが、起草の経過も、この資料はなにも語られていない。

法學士會発足にも参画した増島は明治二〇年春期会合いらいこの會に顔を出していないが、右の意見書が載せられた法学協會雜誌の同じ号に『予ハ頃日之カ意見書ナル者ノ世ニ公ニセラレタルヲ見タリ予ハ今敢テ其説ノ當否ヲ論スルヲ欲セス暫ク依テ以テ感シタル所ヲ記セント欲ス』として、しよせん、これに賛しているのであり、法學士會の目的等に觸れて『其存スル事

凡ソ五年其間毎年春秋ニ會合シ法律學ノ進歩ヲ謀リ法學士ノ權利ヲ増進スルヲ勉メタリト云フ』などともいつているのであるが、この會の會約が看板として掲げた叙上『親睦』は、尽きるところ、佛法派に対する英法派の勢力伸長への對抗策という氣持が動いていたものであり、同じ大學出身のフランス法卒業生を會員たることから閉め出す方向へしよせん赴かざるをえざらしめたことをよじつに物語るものであるかと思う。そうして、東京帝國大學が佛蘭西法學士を世に送り出す時期をきかけとして、俄然、佛法派とすべてを挙げての対決に迫り込まれて行き、なかつ英吉利法律學校を牙城とする急進派と東京帝國大學の教員たる隱健派とのいくらかの齟齬さえ派生し、前者のリードのうえにことは進められて行き、後者は前者に追従を余儀なくされた感なきをえないのである。

さて、その第一〇回の會合は、同年一〇月二五日午後五時から富士見軒で持たれ、山田から『法典編纂ニ關スル委員諸氏運動ノ結果ヲ報告』しており、越えて明治二三年一月二二日の上野公園桜雲台での第一二回秋季法學士會は、法典延期断行白熱戦のさなかのこととてにわかに参会者も多くその年夏の卒業生等一挙に二二名の新入會者を獲得したのであつた。抜きがたい事大主義を、私は、ここにみななければならぬのである。同年一二月二二日商法典實施延期について帝國議會で勝利を収めるやその二八日には、法學士會始めての『臨時法學士會』を前回と同じ會場で開き、『此度帝國議會ニ於テ商法實施期限延期ニ可決セシヲ以テ本會ハ是カ修正善後策ヲ講シ或ハ議會ニ建議

スル爲メニ會員中委員若干ヲ撰ヒ研究草案等悉皆擔當セシメ成
功ノ上ハ一應會員ノ協賛ヲ經テ云々セントノ發議アリシヲ以テ
投票ヲ行ヒ、穂積陳重・山田喜之助・菊池武夫・大谷木備一
郎・末延道成・中橋徳五郎・江木衷を選出したが、越えて明治
二四年一月一八日に『臨時法學士會委員會』を同じく上野公園
桜雲台に開催した。『來會者ハ去ル十二月廿八日當撰ノ委員及
會員中ノ帝國議會議員諸君ニシテ彼ノ兩法修正ノ爲メ本會ニハ
委員ヲ撰ヒタレト既ニ本會々員ニシテ議員ノ地位ニアルモノア
レハ是等諸君ノ意ニ任シ本會ヨリトシテ別段是非スルヲ爲サ、
ルニ決』したのであった。この顛末は同年五月三日の第一三
回法學士會席上で幹事朝倉から報告せられ、この日に叙上一言
したように幹事一名を増員することに決議せられたのであつ
た。

明治二五年は、明治二三年に続き第二回目の法典論争の喧し
い年であつた。第三回帝國議會召集を目的のまゝにしての民法実
施延期をめぐつてであつた。このとき実施延期の急先鋒は、法
學士會といつても英吉利法律学校の後身東京法学院を嚆とする
私學のがわに移つて官學がわを完全にリードしてしまつてい
た。そうした事情にもよるのであろうか、この年には法學士會
の春秋の会合ともついに開かれずじまいに終わったと思われ
る。江木衷・高橋健三等一名連名のかの『法典實施延期意
見』が發表され法典の猛攻が開始されたのはこの年春のこと
であり、ここまでくるとこれら東京法学院に拠る法典延期派には
法學士會などどうでもよい存在と化してしまつたのであつた。

あろう。官學がわは私學がわにたくみに利用された観さえあ
り、なかならず江木は巧妙に善良な他の學者たちを使曠して仏
法派撃破に手段を選ばなかつた。その江木は、後年當時のこと
を呑氣にこう述懐している。

『當時此冷灰も已に獨逸の空理空論に迷溺し居つたので、巧
に之を利用し講演に、著述に、根本的に佛派の法典を打破せ
んと試みたのだ。延期案が衆議院を通過した其日は、冷灰も
多數の運動者と共に萬歳の聲を掲げたと言ふ始末であつた
が、流石に多年の經驗を積み佛本國の人間界に實行せらるゝ
法律を模範として練熟したる老手で作り上げられた舊民法丈
に、首尾一貫、此の世の中の常道を逸する所のないと云ふ一
點は、現行の法典に勝る事萬々だ。』

いまだ仮説を出ることはできないが、法學士會は、いつとは
なしに英法派の一部暗躍者に踊らされて氣がついたときにはの
つびきならぬ口さきだけでの輕薄な抗争をせざるをえない破目
に陥つて最後の結着まで引くに引けなくなつてしまつていた。
そうして、世の大勢は、断行・延期の二つの中心的グループに
對し、しよせんは事大主義的行動に終始したばかりであつた。
この論争は、深刻な純學問的對立などではありえようもなかつ
た。現行民法が英・佛・獨の諸派の對立や醇風美俗論などを越
えていとも安らかに生み落とされたことなのぞもこうしたとこ
ろにしっかりと根を下しているのではあるまいか。法學士會そ
のものは、けつして法典論争推進の牙城として終始したもので
はなかつたこと以上のこの会の議事記録によつてもすでにして

明らかであろう。

(1) 明治二十二年一月二十五日に持たれた同年秋の会合の記事には『第十回法學士會』と銘打たれており、つぎに述べられるように、その前年秋にも總會が持たれているので、その春の總會が持たれていなくても回数には勘定に入れられていることになる。

(2) 手塚豊・『星野通教授著「民法典論争史」を讀みて——明治家族制度論争史——』法學研究二三卷(一・二・三合併号)八九頁。

(3) 穂積・前掲『法典論』二二頁。なお、穂積・前掲『法窓夜話』三四〇頁。その議決は、『全會一致』であった(同上・同頁)。

(4) 手塚・前掲法學研究二三卷(一・二・三合併号)八九頁。

(5) その全文は、明治二十二年五月二五日発行の法學協會雜誌六二号二二八頁以下に、法典編纂に関する法學士會の『意見ハ遂ニ世ニ發表セラレ本誌モ之ヲ掲載スルノ榮ヲ得タレハ之ヲ左ニ掲ク』としてその全文を載せており、また、穂積・前掲『法典論』二二頁以下にも登載されている。

(9) 増島六一郎・『法學士會ノ決議ヲ聞ク』法學協會雜誌六二号一八三頁以下。

(7) たとえば、じゅうらい英吉利法律學校で担当し、その発行所も同法律學校内と明記してあった法學協會雜誌社は、明治二十二年六月二〇日出版の同誌第五号をかぎり、

同年七月二〇日出版の第五二号上では右の所在名を印刷のうえ墨抹され、ここに法學協會雜誌社はべつに所在場所を独立することとなり、英吉利法律學校は、翌明治二十二年一月三日発行の機関誌『法理精華』第一号を発行することになったのである。この間の事情を同号六一頁は、法學協會『雜誌ハ是まで英吉利法律學校に於て擔當し來りしが今般同校に於てハ斷然之を謝絶せられたり』と記載せられている。

(8) 來賓として濱尾・加藤・渡邊および文部大臣を招待しているが、濱尾のほかは『故障斷り』となっている。爾後数回の会合も、同様の結果に終わっている。

(9) 明治二十三年五月一七日第一回の法學士會らしい数回の幹事は元田肇と朝倉外茂鐵が当たって交代はなかったことにはなにか意味があるのかも知れない。

(10) 正確には幹事朝倉外茂鐵のほか、この日の來会者は、岡山兼吉・山田喜之助・中橋徳五郎・末延道成・三崎龜之助・大谷木備一郎の七名であった。

(11) 『冷灰全集第四卷』四一一頁(傍点も江木)。かれは、現行民法が成るについても同様攻撃して野人振りを發揮している。『……空理空論は素より不完全なる民法の解釋にも及んだので、冷灰も……現行民法論の第一篇を公にして世の惑を解かんとしたのだが、吾友少穂積博士と未だ識荆を得ざる大學教授の川名博士が大に之を迎へられたと聞いた外、他の學者連中には、又もや冷灰が民法を動かすのか

と云ふ不平もあつたと云ふことで、第二篇以下は差控へて居る。未だ時勢の氣運が到らぬと見える。……』(同上・四一四頁)。現行『民法の出來上るといふことに就ては私學校にて出版する法學新報紙上に於て一條から終尾まで皆可が無いといふことを謂うて十五六條まで論評を進めたことがあります。……』(同上・八三一頁)。

(二) 明治二四年中には二回に亘つて『臨時法學士會』を開いている。法典論争に關するものではなかつた。大津事件に關してであり、『先般魯國皇太子殿下御遭難ノ際御見舞ノ爲メ山田法學士ヲ派遣シタルコトノ幹事及ヒ小數會員ノ獨斷ニ出テタルヲ以テ改メテ之カ追認ヲ得續テ同法學士ノ爲メニ慰勞ノ宴ヲ開キ』、かつ、同學士に旅費その他の入費金を支弁し該費用等の基金に充てるため會員より寄進を願う案件が議せられたものであつた。出席會員は二五名、兎島大審院長や堤大審院判事も招待しての会合であつたが、『院長ハ出張判事ハ病氣ニテ何レモ出席』がなかつた。

同年九月一九日の『臨時法學士會』は帝國ホテルで開かれ、出席會員は二七名、なにが取り上げられたか議事録に記載を欠くが、『露國皇太子御見舞派遣員旅費集金』のことが謳われているので、前回の引き続きであつたと思われ、これらの記事は法學士會のあまり有効とは思われぬ政治的集會化への一路交貌をによつて物語るものであつたとしなければならぬ。

明治二五年には一回も法學士會が持たれなかつたことは、す

で一言した。明治二六年には一二月になつてその秋季の遅きにすぎた法學士會が一〇日午後五時半から帝國ホテルで開かれた。『幹事代岸清一ハ本會開會ノ中絶シタル理由ヲ述ベ』(他の箇所にも、『爾來種々ノ事故ノ爲メ本會ノ開會ヲナサ、リシ』とのみある)、『今回帝國軍艦千島號衝突訴訟事件ハ大ニ世間ノ物議ヲ招キタルモ世人ノ論スル所多クハ事實ノ眞想ヲ誤リ法理ノ正鵠ヲ失スルヲ以テ此際奮テ之カ學術上ノ研究ヲナスハ本會ノ責任ナルヘシトノ議論會員中ニ行ハレ終ニ總會ヲ開テ之ヲ諮ル事ト』なつたのが『開會ノ趣旨』である旨が説明され、『結局本問題ハ重要ノ問題ニ付調査委員五名ヲ選ヒ之ニ該事件ニ關シ本會ノ研究ヲナスヘキ點ヲ定メ及ヒ其各點ニ付調査報告ヲナスノ件ヲ附托スルコトナシ菊池武夫土方寧穂積陳重増島六一郎奥田義人ノ五氏ヲ調査委員ニ選定シ委員ノ調査結了ニ從ヒ次會ノ臨時會ニ於テ其調査ノ結果ヲ報告スヘキ事ニ決セ』られたのであつた。この日の座長には大學總長濱尾がその勞をとり、出席者は一九名であつた。法學士會の志向はこうしてしだいに困難的事件の調査研究ないし行動に向けられて行つたものの法典論争に匹敵するほどの外見的是なばなしを示しえなかつたし、江木衷のような野人的実行力を伴つた論客はとかく出席せざるにいたり、つぎに到来した日清戰爭は法學士會のこうした性格變貌にとつてあまりにも問題が重大すぎたものでしかありえなかつたであらう。

この會議記録は、明治二六年の第一六回法學士會の右の記事を最後に多くの頁を空白にしたままその姿をこんにちに遺す結

果となったのである。

四 むすび

以上法學士会の會議記録に遺されたその活動の跡を、瞥見に止まるにせよ、いちおう万遍なく紹介しえたつもりである。法典論争の前後の箇所には格別注意を止めつつ、そこにスポットライトを当てたつもりであるが、すでに考察したように、その中心的箇所はなぜかあまりにも叙述が簡単にすぎるものであ

た。

私は、そのゆえんを一部会員による専行と諸会員の追従にとりつくりの性格が顕著な一事由であったものと規定したのである。

この仮説を驗証するためには、他の未発掘の多くの資料に俟たねばならないことはいうまでもない。

——一九六四・五・二二——

(一橋大学非常勤講師)